⑵手形番号　ＣＰ252138
金額　2,755,666円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２９年（ヘ）第４６号
千葉県白井市平塚2793番地
申立人　株式会社リースアップシステム
代表者代表取締役　彦坂　佳和
権利を争う旨の申述の終期　平成29年８月２日
平成29年８月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＶ32287
金額　1,046,250円
支払期日　平成28年12月２日
支払地　東京都渋谷区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行恵比寿支店
振出日　平成28年８月25日
振出地　東京都品川区
振出人　株式会社大崎　代表取締役　武田　一衛
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（ヘ）第４９号
東京都世田谷区上馬３丁目７番８号
申立人　日本トリート株式会社
代表者代表取締役　臼井淳一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成29年８月２日
平成29年８月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＱ52932
金額　2,700,000円
支払期日　平成27年12月28日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社北陸銀行東京支店
振出日　平成27年８月28日
振出地　東京都中央区
振出人　松井建設株式会社　取締役社長　松井　隆弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（ヘ）第５１号
東京都世田谷区若林２丁目13番２号
申立人　株式会社ユタカ産業
代表者代表取締役　野口　俊家
権利を争う旨の申述の終期　平成29年８月２日
平成29年８月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＳＺ240027
金額　252,698円
支払期日　平成29年６月30日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社三井住友銀行三田通支店
振出日　平成29年２月28日
振出地　東京都港区
振出人　株式会社電巧社　代表取締役社長　中嶋乃武也
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（ヘ）第５２号
東京都目黒区自由が丘１丁目２番７号
申立人　江田総合設備株式会社
代表者代表取締役　高野　光一
権利を争う旨の申述の終期　平成29年８月２日
平成29年８月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＮ23772
金額　533,608円
支払期日　平成29年３月15日
支払地　東京都新宿区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行新宿支店
振出日　平成28年11月15日
振出地　東京都新宿区
振出人　株式会社ラックランド　代表取締役社長　望月圭一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（ヘ）第５３号
東京都豊島区西池袋１丁目11番１号
申立人　アイデアビューロー株式会社
代表者代表取締役　小林　　謙
権利を争う旨の申述の終期　平成29年８月２日
平成29年８月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＸ76514
金額　2,804,760円
支払期日　平成29年６月10日
支払地　東京都板橋区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行志村支店
振出日　平成29年２月28日
振出地　東京都文京区
振出人　凸版印刷株式会社　情報コミュニケーション事業本部専務取締役事業本部長　新井　誠
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（ヘ）第５４号
岩手県盛岡市渋民字狐沢70番地の１
申立人　北日本機械株式会社
代表者代表取締役　髙橋　哲雄（公示催告決定時の代表者　小泉　幹男）
権利を争う旨の申述の終期　平成29年８月２日
平成29年８月３日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ209542
金額　4,319,406円
支払期日　平成29年７月15日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほ銀行九段支店
振出日　平成29年３月15日
振出地　東京都千代田区
振出人　テッケン興産株式会社　代表取締役社長　沼尻　篤和
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（ヘ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
兵庫県小野市王子町868番地の１
申立人　有限会社ネットハウジング
代表者代表取締役　宮下源一朗
権利の届出の終期　平成29年７月31日
平成29年８月１日　社簡易裁判所
（別紙）　目　録
買戻特約登記
不動産の表示
所在　小野市本町一丁目
地番　77番１
地目　宅地
地積　349.74平方メートル
順位番号　１番付記１号
受付年月日　明治35年11月20日
受付番号　第4380号
原因　明治35年11月20日特約
期間　明治35年11月20日より明治42年10月19日まで
買戻権者　加東郡小野村ノ内小野町118番地　友藤岩太郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５０４号
千葉県柏市若柴69番地１
債務者　有限会社柏重万喜商店
代表者代表取締役　酒井　泰夫
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷生　泰斗
４　破産債権の届出期間　平成29年９月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月20日午前10時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５２６号
千葉県我孫子市都部74番地の１
債務者　有限会社向観光
代表者代表取締役　向　　好一
１　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩原　得誉
４　破産債権の届出期間　平成29年９月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午前11時
千葉地方裁判所松戸支部民事部